

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令及び貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 (平成三年通商産業省令第四十九号) (第一条関係) 2
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令 (平成十年通商産業省令第八号) (第二条関係) 23

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令及び貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）（第一条関係）
（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（輸出貿易管理令別表第一関係） 第一条～第二条（略）</p> <p>第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 細菌（ワクチンを除く。）であつて、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、ガス壊疽菌、Q熱リケツチア、牛肺炎菌（小コロニー型）、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌血清型O一五七、発疹チフスリケツチア、鼻疽菌、ブタ流産菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F三八株、野兔病菌又は類鼻疽菌</p> <p>三〇七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 ロケット又はペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットの製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この条において同じ。）</p> | <p>（輸出貿易管理令別表第一関係） 第一条～第二条（略）</p> <p>第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 細菌（ワクチンを除く。）であつて、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、ガス壊疽菌、Q熱リケツチア、牛肺炎菌（小コロニー型）、コレラ菌、<u>塹壕熱リケツチア</u>、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌血清型O一五七、発疹チフスリケツチア、鼻疽菌、ブタ流産菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、<u>マルタ熱菌</u>、<u>山羊伝染性胸膜肺炎菌F三八株</u>、野兔病菌、<u>類鼻疽菌</u>又は<u>ロツキヤ山紅斑熱リケツチア</u></p> <p>三〇七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 ロケット又は<u>五〇〇キログラム以上</u>のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットの製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この条において同じ。）</p> |

らの部分品

一の二 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

一の三 エアゾールを噴霧するように設計した無人航空機であつて、燃料の他に粒子又は液体状で二〇リットルを超えるペイロードを運搬するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するもの又は娛樂若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く。）

イ・ロ (略)

二 次のいずれかに該当する貨物又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができる貨物であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 固体ロケット推進装置、ハイブリッドロケット推進装置又は液体ロケット推進装置であつて、全力積が八四一、〇〇〇ニュートン秒以上のもの

ロ (略)

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ・ロ (略)

チ 前号イ(二)に該当するハイブリッドロケット推進装置の部分品

、試験装置若しくはこれらの部分品

一の二 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機

一の三 エアゾールを噴霧できるように設計した無人航空機であつて、燃料の他に粒子又は液体状で二〇リットルを超えるペイロードを運搬することができるもののうち、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するもの又は娛樂若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く。）

イ・ロ (略)

二 次のいずれかに該当する貨物又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができる貨物であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 固体ロケット推進装置又は液体ロケット推進装置であつて、全力積が八四一、〇〇〇ニュートン秒以上のもの

ロ (略)

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ・ロ (略)

チ ハイブリッドロケット推進装置（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はその部分

リ・ヌ (略)

四〇七 (略)

八 次のいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品(次号から第十号の二までのいずれかに該当するものを除く。)

イハ (略)

ニ ニートロジフェニルアミン又はN—メチル—p—ニト

ロアニリン

ホヘ (略)

九〇十五 (略)

十六 構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの

イヘ (略)

ト ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるマルエージング鋼であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 次のいずれかに該当するもの

1 固溶化熱処理段階で二〇度の温度において測定した最大引張強さが九〇〇、〇〇〇、〇〇〇パスカル以上のもの

2 析出硬化熱処理段階で二〇度の温度において測定した最大引張強さが一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇パスカル以上のもの

(二) 次のいずれかに該当するもの

1 厚さが五ミリメートル以下の板又は管

品

リ・ヌ (略)

四〇七 (略)

八 次のいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品(次号から第十号の二までのいずれかに該当するものを除く。)

イハ (略)

ニ ニートロジフェニルアミン又はN—メチル—P—ニト

ロアニリン

ホヘ (略)

九〇十五 (略)

十六 構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの

イヘ (略)

ト 二〇度の温度において測定した最大引張強さが一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇パスカル以上のマルエージング鋼(厚さが五ミリメートル以下の板又は管であり、かつ、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。)

2 厚さが五〇ミリメートル以下の管であつて、かつ、内径が二七〇ミリメートル以上のもの

チ (略)

十七〜十九の二 (略)

二十 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計であつて、精度が0.7ミリガル以下のものうち、測定所要時間が2分以内のもの(500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるように設計したものに限る。)又はこれらの部分品

二十一〜二十七 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 芳香族ポリイミド(熱、放射線、触媒による作用その他外部からの作用による重合化が不可能であり、かつ、熱分解を経ずに溶解することのないものに限る。)の製品(フィルム、シート、テープ又はリボン状のものに限る。)であつて、次のいずれかに該当するもの(銅で被覆若しくはラミネートされたものであつて、電子回路のプリント基板用ものを除く。)

イ・ロ (略)

四〜十二 (略)

十三 重合体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ビスマレイイミド、ガラス転移点が二九〇度を超える芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド又はガラス転移点が二九〇度を超える芳香族ポリエーテルイミド

チ (略)

十七〜十九の二 (略)

二十 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計であつて、精度が0.7ミリガル以下のものうち、測定所要時間が2分以内のもの(500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるように設計したものに限る。)又はこれらの部分品

二十一〜二十七 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 芳香族ポリイミド(熱、放射線、触媒による作用その他外部からの作用による重合化が不可能であり、かつ、熱分解を経ずに溶解することのないものに限る。)の製品(フィルム、シート、テープ又はリボン状のものに限る。)であつて、次のいずれかに該当するもの(銅を被覆若しくはラミネートしたものであつて、電子回路のプリント基板用ものを除く。)

イ・ロ (略)

四〜十二 (略)

十三 重合体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ビスマレイイミド、ガラス転移点が二九〇度を超える芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド又はガラス転移点が二四〇度を超える芳香族ポリエーテルイミド

ロゝホ (略)
へ ガラス転移点が二九〇度を超えるポリビフェニレンエー
テルスルホン
十四ゝ十六 (略)

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 (略)
 - 二 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。）
 - イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの
 - （一） 国際規格 ISO 230 / 2 (2006) で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が 0・0045 ミリメートル以下のもの
 - （二） 輪郭制御をすることができる軸数が二以上のもの
 - ロ フライス削りをすることができる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの
- （一） 輪郭制御をすることができる直線軸の数が三で、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が一のものであつて、国際規格 ISO 230 / 2 (2006) で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一

ロゝホ (略)
へ ガラス転移点が二四〇度を超えるポリビフェニレンエー
テルスルホン
十四ゝ十六 (略)

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 (略)
 - 二 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。）
 - イ 旋削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができる軸数が二以上のものうち、次のいずれかに該当するもの
 - （一） 削除
 - （二） 国際規格 ISO 230 / 2 (1997) で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が 0・0045 ミリメートル以下のもの
 - ロ フライス削りをすることができる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの
- （一） 輪郭制御をすることができる直線軸の数が三で、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が一のものであつて、次のいずれかに該当するもの

軸以上の直線軸の位置決め精度が 0.0045 ミリメートル以下のもの

(削る)

(削る)

(二) (略)

(三) ジグ中ぐり盤であって、国際規格 ISO 2330 / 二(二〇〇六)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が 0.003 ミリメートル以下のもの

(四) (略)

ハ 研削をすることができる工作機械であって、次の(一)又は(二)に該当するもの(次の(三)から(五)までのいずれかに該当するものを除く。)

(一) 国際規格 ISO 2330 / 二(二〇〇六)で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が 0.003 ミリメートル以下のものであって、輪郭制御をすることができる軸数が三又は四のもの

(二) ・ (三) (略)

(四) ジグ研削盤として使用するように設計した工作機械であって、国際規格 ISO 2330 / 二(二〇〇六)で定める測定方法により測定したときの位置決め精度が 0.003 ミリメートル未満の Z 軸又は W 軸を有しないもの

(五) (略)

ニ (略)

1 削除

2 国際規格 ISO 2330 / 二(一九九七)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が 0.0045 ミリメートル以下のもの

(二) (略)

(三) ジグ中ぐり盤であって、国際規格 ISO 2330 / 二(一九九七)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が 0.003 ミリメートル以下のもの

(四) (略)

ハ 研削をすることができる工作機械であって、次の(一)又は(二)に該当するもの(次の(三)から(五)までのいずれかに該当するものを除く。)

(一) 国際規格 ISO 2330 / 二(一九九七)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が 0.003 ミリメートル以下のものであって、輪郭制御をすることができる軸数が三又は四のもの

(二) ・ (三) (略)

(四) ジグ研削盤として使用するように設計した工作機械であって、国際規格 ISO 2330 / 二(一九九七)で定める測定方法により測定したときの位置決め精度が 0.003 ミリメートル未満の Z 軸又は W 軸を有しないもの

(五) (略)

ニ (略)

- ホ 液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であつて、次の(一)及び(二)に該当する回転軸の数が少なくとも二以上のもの
(一) (略)
(二) 国際規格 ISO 2330/2(2006)で定める測定方法により測定したときの回転軸の位置決め精度が
○・○○三度未満のもの
- ヘ (略)
- 三〇九 (略)
- 十 フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであつて、測定装置又は工作機械の部分品又は附属装置であるものうち、次のいずれかに該当するもの
イ 直線上の位置のフィードバック装置であつて、当該装置の精度がミリメートルで表した当該装置の有効測定長さの十万分の六パーセントに○・○○〇八ミリメートルを加えて得た数値未満のもの
ロ 角度のフィードバック装置であつて、当該装置の精度が○・○○〇二五度未満のもの
ハ (略)
- 十一 絞りスピニング加工機であつて、次のイ、ロ及びハの全てに該当するもの
イ (略)
ロ 輪郭制御をすることができる軸数が三以上のもの
ハ (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様の

- ホ 液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であつて、次の(一)及び(二)に該当する回転軸の数が少なくとも二以上のもの
(一) (略)
(二) 国際規格 ISO 2330/2(1997)で定める測定方法により測定したときの回転軸の位置決め精度が
○・○○三度未満のもの
- ヘ (略)
- 三〇九 (略)
- 十 フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであつて、測定装置又は工作機械の部分品又は附属装置であるものうち、次のいずれかに該当するもの
イ フィードバック装置であつて、直線上の位置を検出する位置検出器を有し、当該装置の精度が位置検出器のミリメートルで表したスケールの有効長さの十万分の六パーセントに○・○○〇八ミリメートルを加えて得た数値未満のもの
ロ 角度を検出する位置検出器を有するフィードバック装置であつて、当該装置の精度が○・○○〇二五度未満のもの
ハ (略)
- 十一 絞りスピニング加工機又はしごきスピニング加工機であつて、次のイ、ロ及びハのすべてに該当するもの
イ (略)
ロ 輪郭制御をすることができる軸数が二以上のもの
ハ (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様の

ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、プログラムの電氣的に消去することができるプログラマブルロム(フラッシュメモリーを含む。)、スタティック式のラム、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路(ハからチまでのいずれか、ル若しくはヲに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条において同じ。)又はFFTプロセッサであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (三) (略)

ハ リ (略)

又 化合物半導体を用いたデジタル方式のものであつて、次のいずれかに該当するもの(マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路又は光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、ニューラルネットワークを用いたもの、カスタム集積回路、FFTプロセッサを除く。)

ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、プログラムの電氣的に消去することができるプログラマブルロム(フラッシュメモリーを含む。)、スタティック式のラム、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路(ハからチまでのいずれか若しくはルに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条において同じ。)又はFFTプロセッサであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (三) (略)

ハ リ (略)

又 化合物半導体を用いたデジタル方式のものであつて、次のいずれかに該当するもの(マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路又は光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、ニューラルネットワークを用いたもの、カスタム集積回路、F

(一) ～ (二) (略)

ル (略)

ヲ ダイレクト・デジタル・シンセサイザ (DDS) 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) デジタルアナログ変換クロック周波数が三・五ギガヘルツ以上であつて、デジタルアナログ変換分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のもの

(二) デジタルアナログ変換クロック周波数が一・二五ギガヘルツ以上であつて、デジタルアナログ変換分解能が一ニビット以上のもの

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 〆チ (略)

リ ハーモニクミキサ又はコンバータであつて、無線周波数分析器、周波数シンセサイザを用いた信号発生器、ネットワークアナライザ又はマイクロ波用試験受信機の周波数帯域を拡張するように設計されており、これらの装置の周波数帯域が第十二号イ、口若しくはハ、第十三号イ、口若しくはホ、第十四号又は第十五号イのいずれかに該当するように設計したもの

ヌ 〆ヲ (略)

ワ 周波数シンセサイザを用いた組立品のうち、次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (四) (略)

(五) 四三・五ギガヘルツ超五六ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるいずれ

FTプロセッサを除く。

(一) ～ (二) (略)

ル (略)

(新設)

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 〆チ (略)

リ ハーモニクミキサ又はコンバータであつて、無線周波数分析器、周波数シンセサイザを用いた信号発生器、ネットワークアナライザ又はマイクロ波用試験受信機の周波数帯域を拡張するように設計されており、これらの装置の周波数帯域が第十二号イ若しくは口、第十三号イ若しくはロ、第十四号又は第十五号イのいずれかに該当するように設計したもの

ヌ 〆ヲ (略)

ワ 周波数シンセサイザを用いた組立品のうち、次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (四) (略)

(五) 四三・五ギガヘルツを超える合成出力周波数範囲で、周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

かの周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

(六) 五六ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下の合成出力

周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの

周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

(七) 七〇ギガヘルツを超える合成出力周波数範囲で、

周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

三・四 (略)

五 セルであつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 二次セルであつて、二〇度の温度におけるエネルギー密度が三〇〇ワット時毎キログラムを超えるもの

六〇十二 (略)

十三 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準参照発振器によつて規定されるものであつて、次のいずれかに該当するもの(周波数シンセサイザーを用いた信号発生器であつて、二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によつて出力周波数を規定する装置を除く。)

イ 三一・八ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、次の(一)及び(二)に該当するパルスを発振するもの

(一) パルス幅が一〇〇ナノ秒未満のもの

(二) オン・オフ比が六五デシベル以上のも

ロ・ハ (略)

ニ 搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 三・二ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下のいずれ

(新設)

(新設)

三・四 (略)

五 セルであつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 二次セルであつて、二〇度の温度におけるエネルギー密度が二五〇ワット時毎キログラムを超えるもの

六〇十二 (略)

十三 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準参照発振器によつて規定されるものであつて、次のいずれかに該当するもの(周波数シンセサイザーを用いた信号発生器であつて、二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によつて出力周波数を規定する装置を除く。)

イ 三一・八ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、一〇〇ナノ秒未満のパルス幅のパルスを発振するもの

(一) パルス幅が一〇〇ナノ秒未満のもの

(二) オン・オフ比が六五デシベル以上のも

ロ・ハ (略)

ニ 合成出力周波数が三・二ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇へ

かの合成出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ超一〇キロヘルツ未満において、次に掲げる式により算定した値未満のもの(略)

(二) 三・二ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの合成出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ以上五〇〇キロヘルツ未満において、次に掲げる式により算定した値未満のもの(略)

ホ (略)

十四 ネットワークアナライザであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 四三・五ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの動作周波数帯域において、出力が三一・六二ミリワット(一五ディービーエム)を超えるもの

ロ (略)

十五 マイクロ波用試験受信機であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 七〇ギガヘルツを超える周波数で使用することができるように設計したもの

ロ (略)

十六・十六の二 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置(ホにおいて「半導体製造装置」という。)若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

ルツ超一〇キロヘルツ未満において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの(略)

(二) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ以上五〇〇キロヘルツ未満において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの(略)

ホ (略)

十四 ネットワークアナライザであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 最大動作周波数が四三・五ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下であつて、かつ、出力が三一・六二ミリワット(一五ディービーエム)を超えるもの

ロ (略)

十五 マイクロ波用試験受信機であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 四三・五ギガヘルツを超える周波数で使用することができるように設計したもの

ロ (略)

十六・十六の二 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置(ホにおいて「半導体製造装置」という。)若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ〜ハ (略)
ニ 削除

ホ 自動的にウエハーの装填を行うことができるマルチチャ
ンバー対応ウエハー搬送中央装置であつて、次の(一)及
び(二)に該当するもの

- (一) イ、ロ又はハのいずれかに該当する半導体製造装
置であつてそれぞれ異なるものを三台以上接続するこ
とができるように設計したウエハーの出し入れ用の接
続部を有するもの(異なる機能を有するものを接続す
ることができないものに限る。)

(二) (略)
へ (略)

ト マスク又はレチクルであつて、次のいずれかに該当する
もの

- (一) 第一号から第八号の三までのいずれかに該当する
集積回路の製造用のもの

(二) (略)

- (三) 第一号から第八号の三までのいずれかに該当する
集積回路の製造用のインプリントソグラフィテン
プレート

チ (略)
十八 (略)

十九 レジストであつて、次のいずれかに該当するもの又はそ
れを塗布した基板

イ〜ハ (略)

ニ プラズマ増殖型の化学的気相成長装置であつて、カセツ
トツウカセット機能及びロードロック機能を有するもの又
はホに該当するものに接続して使用するように設計したも
ののうち、最小線幅が六五ナノメートル以下の半導体素子
の製造に使用されるもの

ホ 自動的にウエハーの装填を行うことができるマルチチャ
ンバー対応ウエハー搬送中央装置であつて、次の(一)及
び(二)に該当するもの

- (一) イ、ロ、ハ又はニのいずれかに該当する半導体製
造装置であつてそれぞれ異なるものを三台以上接続す
ることができるように設計したウエハーの出し入れ用
の接続部を有するもの(異なる機能を有するものを接
続することができないものに限る。)

(二) (略)
へ (略)

ト マスク又はレチクルであつて、次のいずれかに該当する
もの

- (一) 第一号から第八号の二までのいずれかに該当する
集積回路の製造用のもの

(二) (略)

- (三) 第一号から第八号の二までのいずれかに該当する
集積回路の製造用のインプリントソグラフィテン
プレート

チ (略)
十八 (略)

十九 レジストであつて、次のいずれかに該当するもの又はそ
れを塗布した基板

イ (略)

ロ 電子ビーム又はイオンビームで使用するために設計したレジストであつて、○・○一マイクロクロン毎平方ミリメートル以下の感度を有するもの

ハ エックス線で使用するために設計したレジストであつて、二・五ミリジュール毎平方ミリメートル以下の感度を有するもの

ニ 表面イメージング技術用に最適化したレジスト(シリル化したレジストを含む。)

ホ (略)

二十〇二十二 (略)

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)

イ 削除

ロ (略)

ハ デジタル電子計算機であつて、加重最高性能が三・〇実効テラ演算を超えるもの

ニ (略)

ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が三・〇実効テラ演算を超えるもの

イ (略)

ロ ○・〇一マイクロクロン毎平方ミリメートル以下の電気量を照射する電子ビーム又はイオンビームに対する感度を有するもの

ハ 二・五ミリジュール毎平方ミリメートル以下のエネルギーを照射するエックス線に対する感度を有するもの

ニ 表面イメージング技術を利用することができるように設計したものの(シリル化したレジストを含む。)

ホ (略)

二十〇二十二 (略)

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)

イ フォールトトレラント機能を有するもの

ロ (略)

ハ デジタル電子計算機であつて、加重最高性能が一・五実効テラ演算を超えるもの

ニ (略)

ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一・五実効テラ演算を超えるもの

へゝヌ (略)

ル 輸出令別表第一の九の項(一)から(三)まで又は(五)から(五の五)までに掲げる貨物に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの

四 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、通信妨害装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又は無線通信傍受装置であって、次のいずれかに該当するもの

イゝハ (略)

二 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であって、次のいずれかに該当するもの

イ 無線送信機又は無線受信機であって、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) スペクトル拡散(周波数ホッピングを含む。)技術を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの(三)に該当するもの又は出力が一・〇ワット以下のもを除く。

1 (略)

2 送信帯域幅が情報チャンネルの帯域幅の一〇〇倍以上であり、かつ、五〇キロヘルツを超えるもの(民生用のセルラー無線通信に使用するように設計した

へゝヌ (略)

ル 輸出令別表第一の九の項(一)から(三)まで又は(五)から(五の四)までに掲げる貨物に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの

四 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、通信妨害装置又は電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置であって、次のいずれかに該当するもの

イゝハ (略)

二 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であって、次のいずれかに該当するもの

イ 無線送信機又は無線受信機であって、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) スペクトル拡散(周波数ホッピングを含む。)技術を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの(三)に該当するもの又は出力が一・〇ワット以下のもを除く。

1 (略)

2 送信帯域幅が情報チャンネルの帯域幅の一〇〇倍以上であり、かつ、五〇キロヘルツを超えるもの(民生用のセルラー無線通信に使用するように設計した

もの又は商用民生通信の固定若しくは移動の衛星通信地球局に使用するように設計したものを除く。）

(三) (略)

ロ・ハ (略)

三〇五の二 (略)

五の三 通信妨害装置であつて、移動体通信に意図的かつ選択的に干渉し、若しくはこれを意図的かつ選択的に阻害し、途絶させ、減退させ、若しくは誘引するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ (略)

ロ 使用されている移動体通信プロトコルを探知し、かつ、これを利用するもの

ハ 使用されている移動体通信プロトコルを利用するもの

五の四 (略)

五の五 無線通信傍受装置であつて、移動体通信プロトコルを用いる無線通信を傍受し、及び処理するために特に設計した装置又はその部分品

六 第二号イ(二)、第十四条第五号若しくは第五号の二に該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置又はこれらの部分品若しくは附属品

七 前号に掲げるもののほか、第一号、第二号、第四号若しくは第五号から第五号の五までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置(光ファイバーの試験装置及び測定装置を除く。

一)又はこれらの部分品若しくは附属品

八 (略)

八の二 次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは電子式

ものを除く。）

(三) (略)

ロ・ハ (略)

三〇五の二 (略)

五の三 通信妨害装置であつて、移動通信に意図的かつ選択的に干渉し、若しくはこれを意図的かつ選択的に阻害し、途絶させ、減退させ、若しくは誘引するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ (略)

ロ 使用されている移動通信プロトコルを探知し、かつ、これを利用するもの

ハ 使用されている移動通信プロトコルを利用するもの

五の四 (略)

(新設)

六 第二号イ(二)若しくは第十四条第五号に該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置又はこれらの部分品若しくは附属品

七 前号に掲げるもののほか、第一号、第二号、第四号若しくは第五号から第五号の四までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置(光ファイバーの試験装置及び測定装置を除く。

一)又はこれらの部分品若しくは附属品

八 (略)

八の二 次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは電子式

交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは附属品（第六号に該当するものを除く。）

イ・ロ (略)

(削る)

九 暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のへからレまでのいずれか又は第三条第十九号ハ（二） 2又は第十条第五号イに該当するものを除く。）又はこれらの部分品（暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。）

イ・ホ (略)

へ 暗号機能を有するスマートカード又はそのリーダーライタであって、次のいずれかに該当するもの

(一) スマートカードであって、次のいずれかに該当するもの

1 トからカまでのいずれかに該当する装置に限定されて使用するものであって、他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないもの

2 (略)

(二) (略)

ト 削除

チ 削除

交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは附属品（第六号に該当するものを除く。）

イ・ロ (略)

ハ 非対応網で動作する共通線信号機能を有するもの

九 暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のへからヨまでのいずれか又は第三条第十九号ハ（二） 2又は第十条第五号イに該当するものを除く。）又はこれらの部分品（暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。）

イ・ホ (略)

へ 暗号機能を有するスマートカード又はそのリーダーライタであって、次のいずれかに該当するもの

(一) スマートカードであって、次のいずれかに該当するもの

1 トからカまでのいずれかに該当する装置に限定されて使用するものであって、他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないもの

2 (略)

(二) (略)

ト ラジオ放送又は特定加入者用放送（テレビジョン放送にあつては、有線テレビジョン放送を含む。）の受信装置であつて、復号化機能のみ又は加入者から放送事業者（テレビジョン放送事業者にあつては、有線テレビジョン放送事業者を含む。）への課金情報若しくは番組関連情報を送信するための暗号化機能のみを有するもの

チ 使用者によって暗号機能の変更ができない装置であつて、暗号機能として次のいずれかに該当する一又は二以上の

ものみを有するように設計したもの

(一) コピー防止されたプログラムを実行するための機能

(二) コピー防止された読み出し専用媒体上のデジタルコンテンツにアクセスするための機能

(三) 同一内容で公衆に販売される媒体上に暗号化して記憶されたデジタルコンテンツにアクセスするための機能

(四) 著作権が保護された音声又は映像データの複製を管理する機能

(五) 半導体デバイス又は集積回路の設計用のライブラリ、設計属性又は設計関連データを保護する暗号化、復号化又は暗号復号化機能

リ (略)

ヌ 民生用の携帯用電話機端末（携帯回線網用の電話その他の無線回線網用の電話をいう。以下ヲ及びワにおいて同じ。）又は移動用電話機端末（専ら自動車その他の移動体において使用するように設計したものをいう。以下ヲ及びワにおいて同じ。）であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

(一)・(二) (略)

ル・ヲ (略)

ワヲ(一)から(三)までのすべてに該当する民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又はこれらと同等の機能を有する無線機端末を保守するために設計した暗号機能を有する装置であって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

(一) 当該装置を使用する者が当該装置の有する暗号機

リ (略)

ヌ 民生用の携帯用電話機端末（携帯回線網用の電話その他の無線回線網用の電話をいう。以下ヲにおいて同じ。）又は移動用電話機端末（専ら自動車その他の移動体において使用するように設計したものをいう。以下ヲにおいて同じ。）であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

(一)・(二) (略)

ル・ヲ (略)

ワ 削除

カクヨ (略)

タ 本号から第十二号までに掲げるものであって、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの(該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。)(次号から第十二号までにおいて「市販暗号装置」という。)

(一) 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるもの

(二) 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの

(三) 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

レ 電子計算機又はその部分品以外のものであって、次の(一)及び(二)に該当するもの(該当することが貨物の製

能を変更することができないもの

(二) 当該装置の有する暗号機能の使用に際して当該装置の供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

(三) 携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又はこれらと同等の機能を有する無線機端末が有する暗号機能を変更することができないもの

カクヨ (略)

(新設)

(新設)

造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限り、(次号から第十二号までにおいて「副次的暗号装置」という。)

(一) 当該貨物の有する主たる機能が次のいずれにも該当しないもの

1 情報システムのセキュリティ管理

2 情報の送信、受信又は記録及び保存(娯楽施設又は装置の有する機能であるもの、商業放送、デジタル著作権管理又は医療用の記録管理のために行われるものを除く。)

3 有線若しくは無線回線網による電気通信回線の構築、管理又は運用

(二) 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているもの

九の二 装置、電子組立品、モジュール又は集積回路であつて、これらを用いることよつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの(市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。)

十 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置(電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの、電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したもの、市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。)又はその部分品(情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計した部分品に限る。)

九の二 装置、電子組立品、モジュール又は集積回路であつて、これらを用いることよつてのみ、ある貨物が第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの

十 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置(電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したものを除く。)又はその部分品(情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計した部分品に限る。)

- 十一 秘密保護機能（当該機能を実現するために暗号を使用したものを除く。）を有する情報通信システムであつて、国際規格に照らして十分な情報の保護機能を有するもの（市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。）又はその部分品（秘密保護機能を実現するために設計した部分品に限る。）
- 十二 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム（市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。）又はその部分品（盗聴の検知機能を実現するために設計した部分品に限る。）
- 十三 （略）

第九条 （略）

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 三の四 （略）
- 四 ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置であつて、方位精度が二〇秒以下のもの
- ロ イに該当するジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置のために設計した部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 光学ヘッド又はバッフル

(二) データ処理ユニット

五〇九 （略）

- 十一 秘密保護機能（当該機能を実現するために暗号を使用したものを除く。）を有する情報通信システムであつて、国際規格に照らして十分な情報の保護機能を有するもの又はその部分品（秘密保護機能を実現するために設計した部分品に限る。）
- 十二 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品（盗聴の検知機能を実現するために設計した部分品に限る。）
- 十三 （略）

第九条 （略）

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 三の四 （略）
- 四 ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置であつて、方位精度が五秒以下のもの

五〇九 （略）

第十一条 輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 (略)

四 潜水艇の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ～ハ (略)

ニ 光ファイバーを船体内に引き込むための耐圧殻の貫通金

物

ホ (略)

五～十四 (略)

第十二条 (略)

第十三条 (略)

2～8 (略)

9 輸出令別表第一の一四の項(十)の経済産業省令で定める仕様のものは、簡易爆発装置を除去又は処理するために特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

一・二 (略)

(削る)

1 (略)

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～五 (略)

第十一条 輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 (略)

四 潜水艇の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ～ハ (略)

ニ 光ファイバーを船体内に引き込むための貫通金物又は光

ファイバー用のコネクタ

ホ (略)

五～十四 (略)

第十二条 (略)

第十三条 (略)

2～8 (略)

9 輸出令別表第一の一四の項(十)の経済産業省令で定める仕様のものは、簡易爆発装置を除去又は処理するために特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

一・二 (略)

三 妨害電波により無線制御された簡易爆発装置をあらかじめ

爆発させ、又は起爆を阻止するように設計した電子式の装置

1 (略)

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～五 (略)

五の二 簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止するように設計した無線送信装置

六 音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの

イゝハ (略)

ニ 海底用又は港湾ケーブル用のハイドロホンアレーであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

ホ・ヘ (略)

七 (略)

八 パルスレーダー断面積計測装置であつて、送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒以下のもの又はその部分品

九ゝ十一 (略)

第十四条の二 輸出令別表第一の一六の項（一）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

一の二 焼結磁石であつて、残留磁束密度が八〇〇ミリテスラ以上のもの

一の三 前号に掲げるものの製造用の装置又はその部分品

(新設)

六 音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの

イゝハ (略)

ニ 海底用又は港湾用ケーブルシステムであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

ホ・ヘ (略)

七 (略)

八 レーダーであつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 目標の波形又は像の特徴から目標を自動的に識別するデータ処理技術を利用するレーダー（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であつて航空管制用の表示装置を含む。）を除く。）

ロ パルスレーダー断面積計測装置であつて、送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒以下のもの

九ゝ十一 (略)

第十四条の二 輸出令別表第一の一六の項（一）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

(新設)

(新設)

二〇十六 (略)

十七 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品

十八〇三十二 (略)

第十五条〇第十七条 (略)

第十八条 外為令別表の六の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第五条第二号ロ(三)若しくは二、第三号、第五号若しくは次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 旋削をすることができるところの工作機械であつて、輪郭制御をすることができるところの軸数が二以上のものうち、国際規格ISO二二三〇/二(二〇〇六)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三六ミリメートル以下のもの

ロ フライス削り又は中ぐりを行うことができる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 輪郭制御をすることができるところの直線軸の数が三つであるもの、かつ、輪郭制御をすることができるところの回転軸の数が一のものであつて、国際規格ISO二二三〇/二(二〇〇六)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三六ミリメートル以下のもの

(二) 輪郭制御をすることができるところの軸数が五以上のものであつて、国際規格ISO二二三〇/二(二〇〇六)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三六ミリメートル以下のもの

二〇十六 (略)

十七 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品

十八〇三十二 (略)

第十五条〇第十七条 (略)

第十八条 外為令別表の六の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第五条第二号ロ(三)若しくは二、第三号、第五号若しくは次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 旋削をすることができるところの工作機械であつて、輪郭制御をすることができるところの軸数が二以上のものうち、国際規格ISO二二三〇/二(一九九七)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三六ミリメートル以下のもの

ロ フライス削り又は中ぐりを行うことができる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 輪郭制御をすることができるところの直線軸の数が三つであるもの、かつ、輪郭制御をすることができるところの回転軸の数が一のものであつて、国際規格ISO二二三〇/二(一九九七)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三六ミリメートル以下のもの

(二) 輪郭制御をすることができるところの軸数が五以上のものであつて、国際規格ISO二二三〇/二(一九九七)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三六ミリメートル以下のもの

(二) 輪郭制御をすることができるところの軸数が五以上のものであつて、国際規格ISO二二三〇/二(一九九七)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三六ミリメートル以下のもの

二〇四 (略)
二〇六 (略)

第十九条 外為令別表の七の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第六条第十六号ロに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

二 第六条に該当するもの(同条第十六号ロに該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)であつて、次のいずれにも該当しないもの

イ (略)

ロ 同条第一号ハからヲまでのいずれかに該当する集積回路のうち、次の(一)及び(二)に該当するものの設計又は製造に必要な技術

(一)・(二) (略)

三 第六条第十六号ロに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

四・五 (略)

二〇五 (略)

第二十条 (略)

2 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ (略)

ロ 加重最高性能が○・五実効テラ演算超三・〇実効テラ演

二〇四 (略)
二〇六 (略)

第十九条 外為令別表の七の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第六条第十六号ロ又は第十七号イ(二)に該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

二 第六条に該当するもの(同条第十六号ロ又は第十七号イ(二)に該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)であつて、次のいずれにも該当しないもの

イ (略)

ロ 同条第一号ハからルまでのいずれかに該当する集積回路のうち、次の(一)及び(二)に該当するものの設計又は製造に必要な技術

(一)・(二) (略)

三 第六条第十六号ロ又は第十七号イ(二)に該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

四・五 (略)

二〇五 (略)

第二十条 (略)

2 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ (略)

ロ 加重最高性能が○・五実効テラ演算超一・五実効テラ演

算以下のデジタル電子計算機

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が〇・二五実効テラ演算超三・〇実効テラ演算以下になるものに該当するもの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 次のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ（略）

ロ 加重最高性能が〇・五実効テラ演算超三・〇実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

四（略）

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が〇・二五実効テラ演算超三・〇実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六（略）

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一（略）

二 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五まで又は第九号から第十三号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

算以下のデジタル電子計算機

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が〇・二五実効テラ演算超一・五実効テラ演算以下になるものに該当するもの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 次のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ（略）

ロ 加重最高性能が〇・五実効テラ演算超一・五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

四（略）

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が〇・二五実効テラ演算超一・五実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六（略）

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一（略）

二 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の四まで又は第九号から第十三号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 (略)

四 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものの使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）

五 (略)

六 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

七 (略)

八 第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム八の二 (略)

九 プログラムであつて、第八条第九号又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの

十 十五 (略)

十六 技術（プログラムを除く。）であつて、当該技術を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第八号又は第九号又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするもの

十七 プログラムであつて、当該プログラムを用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第八号第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの

2

外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、

三 (略)

四 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の四までのいずれかに該当するものの使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）

五 (略)

六 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の四までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

七 (略)

八 第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の四までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム八の二 (略)

九 プログラムであつて、第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの

十 十五 (略)

十六 技術（プログラムを除く。）であつて、当該技術を用いることによつてのみ、ある貨物が第八号第九号又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするもの

十七 プログラムであつて、当該プログラムを用いることによつてのみ、ある貨物が第八号第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの

2

外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、

次のいずれかに該当するものとする。

一～三 (略)

三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、ロ(一)若しくは(五)若しくはニ(一)に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ デジタル伝送方式を用いたものであつて、一二〇ギガビット毎秒を超える総合伝送速度で使用することができるように設計したもの

ロ～ニ (略)

ホ 削除

へ (略)

四～十五 (略)

3・4 (略)

第二十二條 外為令別表の一〇の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第九條第一号イ(二)、(六)若しくはロ(三)、第三号

イ、ロ、若しくはホ、第四号、第五号イ、第八号イ(一)1

、(二)1若しくは(三)、第九号ハ若しくはニ、第十一号

イ、ロ、ヲ若しくはワ、第十一号の二イ又は第十三号ニ、チ

若しくはルに該当するものの製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三～七 (略)

2～6 (略)

第二十三條 (略)

次のいずれかに該当するものとする。

一～三 (略)

三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、ロ(一)若しくは(五)若しくはニ(一)に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ デジタル伝送方式を用いたものであつて、五〇ギガビット毎秒を超える総合伝送速度で使用することができるように設計したもの

ロ～ニ (略)

ホ 非対応網で動作する共通線信号機能を有するもの

へ (略)

四～十五 (略)

3・4 (略)

第二十二條 外為令別表の一〇の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第九條第一号イ(二)、(六)若しくはロ(三)、第三号

イ、ロ、若しくはホ、第四号、第五号イ、第八号イ(一)1

、(二)1若しくは(三)、第九号ハ若しくはニ、第十一号

ロ、第十一号の二イ又は第十三号ニ、チ若しくはルに該当するものの製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三～七 (略)

2～6 (略)

第二十三條 (略)

2 外為令別表の一一の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 姿勢方位基準装置(ジンバル方式のものを除く)、慣性航法装置その他の慣性装置を使用(操作又は保守(点検)に係るものに限る。)するためのプログラム(ソースコードのものに限る。)又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)

二・三 (略)

3 外為令別表の一一の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 次のいずれかに該当するものの設計のためのプログラム(ソースコードのものに限る。)

イ〜ヘ (略)

ト 三次元ディスプレイ

三 (略)

四 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)

イ 削除

ロ〜ヘ (略)

五 アクティブ飛行制御装置の設計に係る技術であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ニ (略)

ホ 飛行経路を最適化するためデジタル飛行管理装置にデジタル飛行制御、航法及び推進制御のデータを統合する技術

2 外為令別表の一一の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 姿勢方位基準装置(ジンバル方式のものを除く)、慣性航法装置その他の慣性装置を使用するためのプログラム(ソースコードのものに限る。)又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)

二・三 (略)

3 外為令別表の一一の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 次のいずれかに該当するものの設計のためのプログラム(ソースコードのものに限る。)

イ〜ヘ (略)

ト ラスター型ヘッドアップディスプレイ又は三次元ディスプレイ

三 (略)

四 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)

イ 航空機局用の自動方向探知装置であつて、五メガヘルツを超える周波数で使用することができるように設計したもの

ロ〜ヘ (略)

五 アクティブ飛行制御装置の設計に係る技術であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ニ (略)

ホ 飛行経路を最適化するためデジタル飛行管理装置にデジタル飛行制御、航法及び推進制御のデータを統合する技術

(プログラムを除く。)

へ〜チ (略)

六・七 (略)

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

2 外為令別表の一三の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ハ (略)

ニ 削除

ホ 第十二条第十号の二に該当するものを使用(操作に係るものに限る。)するために設計したプログラム

へ・ト (略)

四 (略)

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに

(プログラム及び超短波全方位式無線標識、距離測定装置、計器着陸装置又はマイクロ波着陸装置のみを統合した飛行計器装置のための技術は除く。)

へ〜チ (略)

六・七 (略)

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

2 外為令別表の一三の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ハ (略)

ニ ブレードのチップクリアランスをアクティブ制御するための装置を使用するのに必要なプログラム(輸出令別表第一の中欄に掲げる貨物に該当しない貨物に埋め込まれたもの、校正若しくは修理を伴う保守作業に必要なもの又はチップクリアランスをアクティブ制御することができるように更新するために必要なものを除く。)

ホ 第十二条第十号の二に該当するものを使用するために設計したプログラム

へ・ト (略)

四 (略)

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに

該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ 燃焼器であつて、次のいずれかに該当するものを有するもの

(一) 熱遮断ライナーであつて、燃焼器出口温度が一、六一〇度を超えるもの

(二) 非金属ライナー

(三) 非金属シエル

(四) ルに該当する冷却孔を有するライナーであつて、燃焼器の出口温度が一、六一〇度を超えるもの

ロ 又 (略)

ル 本号ニ又は第二十七条第六項第一号に該当するいずれかの技術（プログラムを除く。）を用いたガスタービンエンジンの部分品における冷却孔であつて、次のいずれかに該当するものの穴あけ加工に必要な技術

(一) 最小断面積が〇・四五平方ミリメートル未満であつて、アスペクト比が四・五二を超えるもののうち、穴あけ角度が二五度以下のもの

(二) 最小断面積が〇・一二平方ミリメートル未満であつて、アスペクト比が五・六五を超えるもののうち、穴あけ角度が二五度を超えるもの

三・四 (略)

4・5 (略)

第二十六条 (略)

第二十七条 外為令別表の一五の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ 多段ドーム式燃焼器であつて、燃焼器の出口における平均温度が一、五四〇度を超えるもの又は燃焼器であつて、熱遮断燃焼器ライナー、非金属ライナー若しくは非金属シエルを用いたもの

ロ 又 (略)

ル レーザー加工、ウォータージェット加工、電解加工又は放電加工により次のいずれかに該当する穴を穴あけ加工したのもの

(一) 穴の深さが直径の四倍を超え、直径が〇・七六ミリメートル未満であつて、穴あけ角度が二五度以下のもの

(二) 穴の深さが直径の五倍を超え、直径が〇・四ミリメートル未満であつて、穴あけ角度が二五度を超えるもの

三・四 (略)

4・5 (略)

第二十六条 (略)

第二十七条 外為令別表の一五の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 第十四条第五号、第五号の二、第八号又は第十一号に該当するものの設計又は製造に必要な技術

四・五 (略)

2 5 (略)

6 外為令別表の一五の項(六)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 一方向性凝固又は単結晶の合金で铸造されたガスタービンのブレード、ベーン又はチップシュラウドであつて、一〇〇〇度の温度において単結晶に垂直な方向に二〇〇メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの応力破断時間が四〇〇時間以上のも

ロ 有機複合材を用いた部分品であつて、三一五度を超える温度で使用することができるように設計したもの

二 前号に該当する技術の設計に必要なプログラム

第二十八条 (略)

別表第一 別表第三 (略)

一・二 (略)

三 第十四条第五号、第八号又は第十一号に該当するものの設計又は製造に必要な技術

四・五 (略)

2 5 (略)

6 外為令別表の一五の項(六)の経済産業省令で定める技術は、ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

一 一方向性凝固又は単結晶の合金で铸造されたガスタービンのブレード、ベーン又はチップシュラウドであつて、一〇〇〇度の温度において単結晶に垂直な方向に二〇〇メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの応力破断時間が四〇〇時間以上のも

二 有機複合材を用いた部分品であつて、三一五度を超える温度で使用することができるように設計したもの

(新設)

第二十八条 (略)

別表第一 別表第三 (略)

改正案

現行

第一条～第八条（略）

第一条～第八条（略）

第九条（略）

第九条（略）

2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一（略）

一（略）

二 令別表中欄に掲げる技術（宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を除く。）を本邦又は外国（輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）別表第三に掲げる地域に該当する外国をいう。以下この号において同じ。）において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引であつて、防衛大臣が行うもの

二 令別表中欄に掲げる技術（宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を除く。）を本邦又は外国（輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）別表第三に掲げる地域に該当する外国をいう。以下この号において同じ。）において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引であつて、防衛大臣が行うもの（新設）

三十三（略）

三十三（略）

十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

イ（略）

イ（略）

ロ 削除

ロ 令別表の九の項の中欄に掲げるプログラムであつて、経済産業大臣が告示で定めるものうち、次の（一）から（三）までのすべてに該当することが当該プログラムの供給者、販売者又は提供者によつて書面により確認できるものを提供する取引。ただし、外国において提供する取引（販

ハ 輸出令別表第一の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）と同時に提供される当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであつて、いかなる形でもソースコードが提供されないものを提供する取引

売されるものに限る。）又は外国の非居住者に提供する取引にあつては、第七号イ、ロ及びニのいずれかに（輸出令別表第三の二に掲げる地域に該当する外国において提供する取引（販売されるものに限る。）又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引にあつては、第七号イからニまでのいずれかに）該当するものを除く。

(一) 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの（外国でのみ販売又は無償で提供されるものについては、当該販売の態様若しくは無償で提供されることを書面上により確認できるものに限る。）

(二) 当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムを使用する者によつて変更できないもの

(三) 当該プログラムの有する暗号機能の使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

ハ 輸出令別表第一の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）と同時に提供されるプログラムであつて、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引

(一) 当該貨物に内蔵されており、かつ、プログラムの書換え及びプログラム媒体の取替えが物理的に困難であるもの

(二) 当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであつて、いかなる形でもソースコードが提供されないもの

二 (略)
十五 (略)

3 (略)

第十条～第十二条 (略)

別紙様式第1 (第1条関係) ～ 別紙様式第1 2 (第3条関係)
(略)

二 (略)
十五 (略)

3 (略)

第十条～第十二条 (略)

別紙様式第1 (第1条関係) ～ 別紙様式第1 2 (第3条関係)
(略)